

令和2年11月26日提出

令和2年12月市議会定例会議案

(その2 議案第95号から議案第119号まで)

木更津市

令和2年12月市議会定例会議案目録（その2）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第95号	令和2年度木更津市一般会計補正予算（第7号）	財務部	別冊
議案第96号	令和2年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	市民部	別冊
議案第97号	令和2年度木更津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	市民部	別冊
議案第98号	令和2年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第3号）	福祉部	別冊
議案第99号	令和2年度木更津市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）	経済部	別冊
議案第100号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	1
議案第101号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	2
議案第102号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	3
議案第103号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務部	4
議案第104号	木更津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	6
議案第105号	木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	7
議案第106号	木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	環境部	9
議案第107号	木更津市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	11
議案第108号	木更津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	消防本部	13
議案第109号	財産（土地）の貸付について	総務部	15

議案第110号	財産（建物）の貸付について	総務部	16
議案第111号	木更津市自転車駐車場の指定管理者の指定について	市民部	19
議案第112号	木更津市民総合福祉会館の指定管理者の指定について	福祉部	20
議案第113号	木更津市身体障害者福祉センターの指定管理者の指定について	福祉部	21
議案第114号	木更津市老人福祉センターの指定管理者の指定について	福祉部	22
議案第115号	木更津市霊園の指定管理者の指定について	環境部	23
議案第116号	木更津市火葬場の指定管理者の指定について	環境部	24
議案第117号	木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定について	教育部	25
議案第118号	市道路線の認定について	都市整備部	26
議案第119号	令和2年度木更津市下水道事業会計補正予算(第1号)	都市整備部	別冊

議案第100号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	武 田 正 次	□□□□□□□□□□

令和2年11月26日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員武田正次氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、同氏を再度委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第101号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	實 形 勢津子	□□□□□□□□□□

令和2年11月26日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員實形勢津子氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、同氏を再度委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第102号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	石 川 侑 理	□□□□□□□□□□

令和2年11月26日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員栗原正和氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、石川侑理氏を後任の委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第103号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月26日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年木更津市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例(昭和40年木更津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

(木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年木更津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年木更津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項後段を削る。

第24条第1項中「、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と」を削り、「合計額」とあるのは」を「合計額」とあるのは、」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

令和2年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の一般職の職員、特別職の職員で常勤のもの及び会計年度任用職員の期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第104号

木更津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月26日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

木更津市職員等の旅費に関する条例（昭和40年木更津市条例第11号）の一部を次のように
改正する。

第2条第1項第3号中「採用された職員」の次に「のうち、本市の要請により国家公務員又は
他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となつたものその他市長が定める職員」を、「旧在
勤庁」の次に「から新在勤庁」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

職員の赴任に伴い支給される旅費について、支給の対象となる職員の範囲を明確にするため、
関係条文の整備をしようとするものである。

議案第105号

木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月26日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年木更津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第15号）第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）」を削り、同号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

第3条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）の施行に伴い、非常勤職員の子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を定める等のため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第106号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月26日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
木更津市霊園の設置及び管理に関する条例（昭和63年木更津市条例第3号）の一部を次のよ
うに改正する。

第10条の表普通墓地の項中

「

3平方メートル

を

」

「

1. 5平方メートル

2平方メートル

3平方メートル

に改める。

」

第18条ただし書を削り、同条各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、当該端数に係
る使用料は、1平方メートル当たりの金額に当該端数を乗じて得た額とする。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第15条第1項又は第2項の規定により使用权を承継した場合又
は使用权を引継いだ場合は、使用料を徴収しない。

第22条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、当該端数に係
る管理手数料は、1平方メートル当たりの金額に当該端数を乗じて得た額とする。

第25条第1項中「、現に一般墓地の使用許可を受けていない者であつて」を削り、同項第1
号中「本市に」を「現に一般墓地の使用許可を受けていない者であつて、本市に」に改め、同項

第2号中「合葬式墓地の使用許可を受けようとする者と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあるもの。」を「次に掲げる要件のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 現に一般墓地の使用許可を受けていない者であつて、合葬式墓地の使用許可を受けようとする者と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあるもの

イ 申請に係る焼骨につき戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条第1項に規定する死亡の届出義務者となる者及び同条第2項に掲げる者に該当するもの（合葬式墓地の使用許可を受けようとする者と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあるものを除く。）

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第18条及び第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

一般墓地の既存の区画を需要の多い小さな区画に再編成するため、並びに合葬式墓地の使用者の資格に焼骨に係る死亡の届出義務者及び死亡の届出ができる者を追加する等のため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第107号

木更津市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月26日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年木更津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、「交通計画量」を「計画交通量」に改める。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）

又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（）」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（）」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の第3種又は第4種の道路については、この条例による改正後の木更津市道の構造の技術的基準を定める条例第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

道路構造令の一部を改正する政令（平成31年政令第157号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第108号

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月26日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例

木更津市火災予防条例（昭和37年木更津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ中「。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異

常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係るこの条例による改正後の木更津市火災予防条例第11条の2第1項に規定する位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第77号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第109号

財産（土地）の貸付について

市は、次の土地を適正な対価なくして貸付する。

令和2年11月26日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

1 土地の表示

- | | |
|----------|---|
| 所 在 | 木更津市下郡646番1、648番、649番、650番2、1877番、
1878番、1879番、1883番1、1883番2、1883番3、
1883番4、1883番5、1884番1、1884番2、1885番
1、1885番2、1886番1、1886番2、1886番3、188
7番3、1887番4、1890番1、1890番2、1890番5、1
890番8 |
| 地 目 | 学校用地 |
| 地 積 | 17,646.00㎡ |
| 2 貸付の金額 | 年額2,348,280円 |
| 3 貸付の期間 | 貸付開始日から10年間 |
| 4 貸付の相手方 | 東京都港区芝五丁目34番6号
株式会社コスモスイニシア
代表取締役 高智 亮大朗 |

提案理由

木更津市立富岡小学校跡地の活用に伴い、市が保有する財産（土地）を適正な対価なくして貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第110号

財産（建物）の貸付について

市は、次の建物を適正な対価なくして貸付する。

令和2年11月26日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

1 建物の表示

物件1

種 類	小学校（東校舎）
所 在	木更津市下郡1886番地
構 造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	629.34㎡

物件2

種 類	小学校（西校舎）
所 在	木更津市下郡1886番地
構 造	鉄筋コンクリート造3階建
延床面積	1,708.90㎡

物件3

種 類	屋内運動場
所 在	木更津市下郡1886番地
構 造	鉄骨造平屋建
延床面積	401.40㎡

物件4

種 類	倉庫
所 在	木更津市下郡1886番地
構 造	木造平屋建
延床面積	33.12㎡

物件5

種 類	体育器具庫
所 在	木更津市下郡1886番地

構 造 木造平屋建
延床面積 33.12㎡

物件6

種 類 プロパン庫
所 在 木更津市下郡1886番地
構 造 コンクリートブロック造平屋建
延床面積 8.83㎡

物件7

種 類 便所
所 在 木更津市下郡1886番地
構 造 木造平屋建
延床面積 9.45㎡

物件8

種 類 プール付属室(更衣室)
所 在 木更津市下郡1886番地
構 造 木造平屋建
延床面積 56.00㎡

物件9

種 類 プール付属室(機械室)
所 在 木更津市下郡1886番地
構 造 コンクリートブロック造平屋建
延床面積 14.00㎡

- 2 貸付の金額 無償
3 貸付の期間 貸付開始日から10年間
4 貸付の相手方 東京都港区芝五丁目34番6号
株式会社コスモスイニシア
代表取締役 高智 亮大朗

提案理由

木更津市立富岡小学校跡地の活用に伴い、市の所有する財産（建物）を適正な対価なくして貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第111号

木更津市自転車駐車場の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年11月26日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津駅西口第1自転車駐車場	木更津市富士見一丁目193番5
木更津駅西口第2自転車駐車場	木更津市富士見一丁目193番7
木更津駅西口第3自転車駐車場	木更津市富士見一丁目392番8
木更津駅東口第1自転車駐車場	木更津市富士見一丁目863番6
木更津駅東口第2自転車駐車場	木更津市富士見一丁目408番8
木更津駅東口第3自転車駐車場	木更津市富士見一丁目407番5
木更津駅東口第4自転車駐車場	木更津市大和一丁目11番2
木更津駅東口第5自転車駐車場	木更津市富士見一丁目206番4
岩根駅西口第1自転車駐車場	木更津市岩根三丁目4611番8

2 指定管理者となる団体

東京都中央区八丁堀一丁目2番8号

友輪株式会社

代表取締役 田雑 重信

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

提案理由

木更津市自転車駐車場の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 1 2 号

木更津市民総合福祉会館の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市民総合福祉会館

木更津市潮見二丁目 9 番地

2 指定管理者となる団体

木更津市潮見二丁目 9 番地

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会

会長 滝口 君江

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

木更津市民総合福祉会館の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 1 3 号

木更津市身体障害者福祉センターの指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市身体障害者福祉センター

木更津市潮見二丁目 9 番地

2 指定管理者となる団体

木更津市潮見二丁目 9 番地

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会

会長 滝口 君江

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

木更津市身体障害者福祉センターの指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 1 4 号

木更津市老人福祉センターの指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市老人福祉センター

木更津市十日市場 8 2 6 番地

2 指定管理者となる団体

木更津市潮見二丁目 9 番地

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会

会長 滝口 君江

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

木更津市老人福祉センターの指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 1 5 号

木更津市霊園の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市霊園

木更津市矢那 3 7 1 1 番地

2 指定管理者となる団体

木更津市東太田四丁目 1 8 番 8 号

木更津造園建設業協同組合

代表理事 山田 孝雄

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

木更津市霊園の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 1 6 号

木更津市火葬場の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市火葬場

木更津市大久保 8 4 0 番地の 3

2 指定管理者となる団体

茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目 1 0 番地 1

タカラビルメン株式会社

代表取締役 中込 太郎

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 1 1 月 3 0 日まで

提案理由

木更津市火葬場の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 1 7 号

木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市立少年自然の家キャンプ場

木更津市真里谷 5 3 4 3 番地 8

2 指定管理者となる団体

木更津市真里谷 5 1 5 0 番地

一般社団法人城山会

代表理事 佐久間 政昭

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第118号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、木更津市道路線を次のとおり認定する。

令和2年11月26日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

整理 番号	路 線 名	起 点
		終 点
1	市 道 1 3 4 8 号 線	中島字越巻2378番10地先
		中島字出戸1224番7地先
2	市 道 2 5 0 3 号 線	高柳字西ノ谷2080番5地先
		高柳字西ノ谷2080番8地先
3	市 道 3 3 2 1 号 線	長須賀字金鈴842番5地先
		長須賀字金鈴842番8地先
4	市 道 3 3 2 2 号 線	長須賀字南2423番6地先
		長須賀字南2423番11地先

提案理由

開発行為により築造された道路を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。